
**QA37 検査を希望しない場合も、同意書兼問診票を提出しなければならないの
ですか**

検査はご案内をお届けしたすべての方に受診いただきたいと考えておりますが、検査の受診を希望なさらない場合は、同意書兼問診票をご提出いただく必要はありません。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日